令和８年度

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

雲 南 市 監 査 委 員

目　　次

第１　監査の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２　監査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第３　監査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第４　監査の主な実施内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第５　監査の着眼点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第６　監査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第７　むすび　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

財政援助団体等監査報告書

第１　監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

第２　監査の対象

次の３団体への財政的援助等の形態について監査対象とした。

団　体	財政的援助等の形態	監査対象事項	所管課（室）
雲南市土地開発公社	出資	団体への出資目的、出資状況について 団体運営状況やその把握について	政策企画部 政策推進課
合同会社　明石総合企画	指定管理	雲南市三刀屋明石緑が丘公園	産業観光部 産業観光総務課
三刀屋如己の会	指定管理	雲南市永井隆記念館	教育委員会 社会教育課

第３　監査の期間

令和８年９月９日から令和８年１０月７日まで

第４　監査の主な実施内容

市が資本金等を出資しているもの及び令和７年度において公の施設の管理を委託しているものに対し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管部局から団体への指導・監督が適正に行われているかを主眼として監査を実施した。提出された監査資料等に基づき事務局職員による事前調査を実施し、監査当日は所管部局から聞き取りを行った。

また、対象の団体について現地調査を実施し、財政的援助等に係る収支の会計処理状況や出納関係帳票、領収書等の証拠書類の整備状況の確認と事業運営などについても団体の担当者から聞き取りを行った。

第５　監査の着眼点

１．所管部局監査

【出資に関する事務】

① 出資目的に沿った事業の実施状況、組織運営について把握に努めているか。

② 出資団体の経営及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

【公の施設の指定管理に関する事務】

① 施設管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

② 指定管理者の指定は、適正・公平に行われているか。
③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正か。
⑥ 事業報告書の閲覧、点検は適切になされているか。
⑦ 指定管理者に適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

２．団体監査

【出資に関する事務】

① 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
② 定款が整備されているか。
③ 経理規程等の社内規程が整備されているか。
④ 決算諸表等は法令に準拠して作成されているか。
⑤ 経営成績、財政状況は良好か。
⑥ 関係帳票の整備、領収書などの証拠書類の保存は適切か。

【公の施設の指定管理に関する事務】

① 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
③ 利用料金の設定、収納は適切に行われているか。
④ 利用促進のための努力はなされているか。
⑤ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
⑥ 他の事業との会計区分は明確になっているか。
⑦ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿や記帳は適正になされているか。
⑧ 領収書類の整備や保存は適切か。
⑨ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等は整備されているか。
⑩ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

第６　監査の結果

１．雲南市土地開発公社

（１）　団体の概要

財政的援助等の形態	出資
設立年月日	昭和５０年５月２９日　木次町土地開発公社として設立。 平成１６年１１月１日　町村合併に伴い、雲南市土地開発公社に名称変更。
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。
役員	理事長（副市長）　　常務理事（１名） 統括・会計担当理事（政策企画部長） 理事（８名）　　監事（２名）
基本財産	5,000,000 円
市の出資状況	5,000,000 円（出資率 100%）
債務保証	市は、雲南市土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証を行っている。

（２）　決算状況

令和７年度の経営成績は、ア　損益計算書のとおりである。事業収益は、土地の開発に予定より時間を要したため売却が遅れたことが原因で前年度に比べ 87,430 千円(51.3%)減少し、82,902 千円となった。それに伴い事業原価も前年度に比べ 39,000 千円(28.9%)減少し､95,721 千円となった｡販売費及び一般管理費は 27,267 千円で前年度に比べ 10,480 千円(62.4%)増加している。その結果、事業利益は△40,085 千円となり前年度に比べ 58,910 千円(312.9%)減少し、経常利益及び当期純利益は△39,313 千円となり前年度に比べ 58,446 千円(305.5%)減少している。

また、財政状況は、イ　貸借対照表のとおりである。

ア　損益計算書

（単位:円、%）

科　目	令和7年度	令和6年度	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
事業収益	82,902,152	170,332,009	△ 87,429,857	△ 51.3
土地造成事業収益	79,187,492	166,557,349	△ 87,369,857	△ 52.5
附帯等事業収益	3,714,660	3,774,660	△ 60,000	△ 1.6
事業原価	95,720,755	134,720,457	△ 38,999,702	△ 28.9
土地造成事業原価	95,133,455	134,123,557	△ 38,990,102	△ 29.1
附帯等事業原価	587,300	596,900	△ 9,600	△ 1.6
事業総利益金額	△ 12,818,603	35,611,552	△ 48,430,155	△ 136.0
販売費及び一般管理費	27,266,747	16,786,796	10,479,951	62.4
販売費及び一般管理費	27,266,747	16,786,796	10,479,951	62.4
事業利益	△ 40,085,350	18,824,756	△ 58,910,106	△ 312.9
事業外収益	772,480	505,114	267,366	52.9
受取利息	437,170	173,784	263,386	151.6
雑収益	335,310	331,330	3,980	1.2
事業外費用	0	196,260	△ 196,260	皆減
支払利息	0	196,260	△ 196,260	皆減
経常利益金額	△ 39,312,870	19,133,610	△ 58,446,480	△ 305.5
当期純利益金額	△ 39,312,870	19,133,610	△ 58,446,480	△ 305.5

【　総　収　益　】	83,674,632	170,837,123	△ 87,162,491	△ 51.0
【　総　費　用　】	122,987,502	151,703,513	△ 28,716,011	△ 18.9

イ　貸借対照表

（単位:円、%）

資　産　の　部				
科　目	令和7年度末	令和6年度末	対前年度末 増 減 額	対前年度末 増 減 率
流動資産	753,642,824	677,531,994	76,110,830	11.2
現金及び預金	158,333,708	323,485,757	△ 165,152,049	△ 51.1
事業未収金	4,831,200	0	4,831,200	皆増
完成土地等	213,860,037	40,992,233	172,867,804	421.7
開発中土地	373,638,504	310,239,926	63,398,578	20.4
代替地	2,804,503	2,804,503	0	－
その他の流動資産	174,872	9,575	165,297	1,726.3
固定資産	10,656,963	10,243,161	413,802	4.0
有形固定資産	257,104	514,205	△ 257,101	△ 50.0
工具、器具及び備品	722,260	722,260	0	－
減価償却累計額	△ 465,156	△ 208,055	△ 257,101	△ 123.6
無形固定資産	1,386,000	0	1,386,000	皆増
ソフトウェア	1,386,000	0	1,386,000	皆増
投資その他資産	9,013,859	9,728,956	△ 715,097	△ 7.4
長期性預金	5,000,000	5,000,000	0	－
その他の長期資産	4,013,859	4,728,956	△ 715,097	△ 15.1
資　産　合　計	764,299,787	687,775,155	76,524,632	11.1

負　債　及　び　資　本　の　部				
科　目	令和7年度末	令和6年度末	対前年度末 増 減 額	対前年度末 増 減 率
流動負債	64,119,151	19,561,409	44,557,742	227.8
未払金	63,989,704	17,513,486	46,476,218	265.4
未払費用	0	780,418	△ 780,418	皆減
預り金	129,447	1,267,505	△ 1,138,058	△ 89.8
固定負債	120,000,000	48,720,240	71,279,760	146.3
長期借入金	120,000,000	48,000,000	72,000,000	150.0
引当金	0	720,240	△ 720,240	皆減
退職給付引当金	0	720,240	△ 720,240	皆減
負　債　合　計	184,119,151	68,281,649	115,837,502	169.6
資本金	5,000,000	5,000,000	0	－
基本財産	5,000,000	5,000,000	0	－
準備金	575,180,636	614,493,506	△ 39,312,870	△ 6.4
前期繰越準備金	614,493,506	595,359,896	19,133,610	3.2
当基準利金	△ 39,312,870	19,133,610	△ 58,446,480	△ 305.5
資　本　合　計	580,180,636	619,493,506	△ 39,312,870	△ 6.3
負債･資本合計	764,299,787	687,775,155	76,524,632	11.1

（３） 所管部局監査の結果

所管部局監査の結果、着眼した事項について、監査した限りにおいて、おおむね適正に事務を執行していると認められた。

なお、事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当者に個別に指導したので記述を省略した。今後も所管部局の指導の下、財政援助の趣旨に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

〔監査所見〕

雲南市土地開発公社（以下「公社」という。）の役員は、雲南市副市長が務める理事長以下、市の幹部職員（部長級）４名を含む１３名である。その中で公社の所管部局となる政策企画部長が総括・会計担当理事を兼務し公社の会計事務を掌理している。

市の所管部局の部局長が団体の理事を担うことで、市との連携が円滑に図られるという利点もあるが、一方で団体に対するけん制機能が働きにくくなるという面もある。出資者としての立場と団体の理事としての立場、それぞれの立場の違いを明確にした上で、公社の事業の実施状況及び組織運営の把握に務められたい。

特に資金の借り入れについて、市は債務保証を行っており、公社の経営状況が悪化した場合には、市の財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。所管課は、公社の経営状況及び財政状態の把握に務め、必要に応じて指導、監督されたい。

（４） 団体監査（現地）の結果

当該出資団体の事業運営については、出資目的に沿ったものであり、おおむね適正に事務を執行していると認められたが、次の監査所見に記載する事項については改善を要する。適切な措置を講じられたい。

なお、事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当者に個別に指導したので記述を省略した。今後も所管部局の指導の下、財政援助の趣旨に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

〔監査所見〕

雲南市土地開発公社定款（以下「定款」という。）及び諸規程が組織運営等の実態と即していない点が見受けられた。改めて定款や諸規程の点検を行い、必要な改正を行われたい。また、所管課は適正な改正等が行われているか適宜指導されたい。

２　合同会社　明石総合企画

（１）　指定管理施設の概要

財政的援助等の形態	指定管理
施設名称及び位置	雲南市三刀屋明石緑が丘公園 雲南市三刀屋町坂本
指定管理者の選定方法	公募
指定管理者	合同会社　明石総合企画
指定管理期間	令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで
令和７年度指定管理料	26,956,600 円
料金制度	利用料金制

①目的及び事業（雲南市三刀屋明石緑が丘公園条例）

（目的）

地域住民を主体としたスポーツ・レクリエーション・芸能や趣味活動・農林漁業体験実習により農業に対する理解を深めるとともに、地域内外の交流促進を図る。

（事業）

雲南市三刀屋明石緑が丘公園（以下「明石公園」という。）は、次の事業を行う。

(1)　農林漁業の振興に関すること。
(2)　保健体育及び健康管理の増進に関すること。
(3)　伝統文化部門の振興に関すること。
(4)　地域内外及び都市との交流に関すること。
(5)　農林漁業体験に関すること。
(6)　市長が時に必要と認めた事業に関すること。

②指定管理者の業務

(1)　上記に記載した事業
(2)　明石公園の施設及び設備の使用許可に関する業務
(3)　明石公園の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
(4)　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が明石公園の管理上必要と認める業務

（２）　施設利用人数の年度比較

（単位：人）

部屋等名称	令和５年度	令和６年度	令和７年度
明石ふれあい館	7,473	15,230	13,901
コテージ、ログハウス	390	779	677
キャンプ場	826	136	183
スポーツ施設	8,327	10,731	13,400
合　　計	17,016	26,876	28,161

（３） 所管部局監査の結果

所管部局監査の結果、着眼した事項について、監査した限りにおいて、おおむね適正に事務を執行していると認められたが、次の監査所見に記載する事項については改善を要する。適切な措置を講じられたい。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導したので記述を省略した。

〔監査所見〕

雲南市三刀屋明石緑が丘公園の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第１６条において、翌年度に係る事業計画書を毎年２月末日までに市に提出しなければならないと定めているが、提出されていなかった。所管課は、事業計画書の提出とそのほか必要な書類の期限内提出の指示を適宜行うなどして、基本協定に基づいた適切な事務処理を指導されたい。

また、修繕等の費用負担について、基本協定第２２条において３０万円以上の修繕は、市が行うものと定めているが、指定管理者が負担しており、基本協定に沿っていない事務処理が見受けられた。施設の修繕に関しては、利用者の安全を確保するために、施設の状態及び要望について把握する協議を指定管理者と今後も引き続き行い、計画的な修繕を実施されたい。

（４） 団体監査（現地）の結果

公の施設の指定管理に係る事業の執行、出納及び事務処理は、監査した限りにおいて適正に処理されていると認められたが、一部改善を要する点が見受けられた。事務処理上の改善すべき点は次の監査所見のとおりである。

〔監査所見〕

会計処理は、事務フロー図に則り正確に行われていた。しかし、その具体的な処理手順や遵守すべきルールが経理規程として明文化されていなかった。会計事務の適正な執行を担保するため、経理規程として整備されたい。

パークゴルフ場等の利用許可申請は、雲南市三刀屋明石緑が丘公園条例施行規則（以下「施行規則」という。）第５条「利用許可の申請」に定められている。しかし、指定管理者は利用者の利便性を図るため、簡易な受付表で代用していた。利用許可申請の方法について、利用者の利便性や事務の効率を考慮し、施行規則の改正または運用規程を定めるなど所管課において対応を検討されたい。

令和７年度の利用者数は、直近２か年と比較して増加している。これは、指定管理者が利用促進のために新規イベントの開催や各種メディア等を活用し宣伝を行った成果であった。今後もそれらの利用促進の取り組みが継続され、利用者が増加することを期待する。

３　三刀屋如己の会

（１）　指定管理施設の概要

財政的援助等の形態	指定管理
施設名称及び位置	雲南市永井隆記念館 雲南市三刀屋町三刀屋１９９番地３
指定管理者の選定方法	非公募
指定管理者	三刀屋如己の会
指定管理期間	令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで
令和７年度指定管理料	10,426,900 円
料金制度	利用料金制

①目的（雲南市永井隆記念館条例）

「平和を」と「如己愛人」の精神により世界平和を訴え続けられた永井隆博士に関する遺品、図書その他資料を収集保管し、その遺徳を顕彰するとともに、平和教育・学習を通して豊かな人材を育成する。

②指定管理者の業務

(1)　雲南市永井隆記念館（以下「記念館」という。）の利用の許可に関する業務

(2)　記念館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が記念館の管理上必要と認める業務

（２）　施設利用人数の前年度比較

（単位：人）

部屋等名称	令和５年度	令和６年度	令和７年度
研修室	47	116	97
展示室	1,874	2,044	1,919
合　　計	1,921	2,160	2,016

（３）　所管部局監査の結果

所管部局監査の結果、着眼した事項について、監査した限りにおいて、おおむね適正に事務を執行していると認められたが、次の監査所見に記載する事項については改善を要する。適切な措置を講じられたい。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導したので記述を省略した。

〔監査所見〕

記念館の開館時間は、雲南市永井隆記念館条例（以下「条例」という。）第４条に定められ、雲南市永井隆記念館指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）４「開館時間」

において、教育委員会が特に必要と認めたときは変更することができると定められている。しかし、指定管理者は教育委員会の承認を得ることなく開館時間外に貸館を行っていた。所管課は、指定管理者に対し条例及び仕様書に沿った適切な事務処理を行うよう指導されたい。

（４） 団体監査（現地）の結果

公の施設の指定管理に係る事業の執行、出納及び事務処理は、監査した限りにおいて適正に処理されていると認められたが、一部改善を要する点が見受けられた。事務処理上の改善すべき点は次の監査所見のとおりである。

なお、その他事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導したので記述を省略した。

〔監査所見〕

経理規程と事務決裁規程以外の備えておかなければならない各種規程が整備されていなかった。適正な事務の執行を担保するため、速やかに整備されたい。

条例第１３条第３項及び雲南市永井隆記念館条例施行規則第５条において、利用料金の減免について定められている。しかし、当該団体は独自の判断で広島に原子爆弾が投下された８月６日、長崎に原子爆弾が投下された８月９日及び終戦の日である８月１５日の３日間について、利用料金を免除していた。免除を行った理由は、記念館の設置目的に沿ったものとして理解できるが、条例、規則に定めのない扱いは行ってはならない。教育委員会と協議の上、実施を判断されたい。

第７　むすび

市からの財政的援助等は、その形態にかかわらず、市の貴重な財源によって実施されるものであるため、市は、対象団体が財政的援助等の目的に沿って、事業を実施しているかを適切に指導監督する必要がある。

１　出資について

土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進という重要な役割を担っている。一方で、経営が著しく悪化した場合には、市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、市は、出資者として土地開発公社の経営成績及び債務保証も含めた財政状態を十分把握し、適切な指導監督に努められたい。

２　指定管理について

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とした制度である。市は施設の設置者として、指定管理者による管理・運営が協定書・仕様書等に基づき適正に行われているか、事業収支は適正か、利用者に対してサービスが安定的に提供されているか等について、常に点検・調査し、指定管理者による管理・運営の実態把握に努められたい。